

◎新潟県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成24年5月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
長岡市シティホール プラザアオーレ長岡	長岡市大手通1丁目 4番地10	市民交流ホールA	314.00	平成24年5月7日
		アリーナフロア	2,123.00	
		アリーナ多目的室A	67.00	
		アリーナ多目的室B	65.00	
		アリーナ多目的室C	66.00	
長岡市小国地域総合 センター	長岡市小国町新町 304番地1	大会議室	117.90	
		大広間和室	83.12	
		多目的ルーム	117.90	
		会議室1	64.50	
		会議室2	64.50	

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
長岡市寺泊夏戸セン ター	長岡市寺泊夏戸2829 番地	体育室	483.00	平成24年5月7日
		和室研修室	50.17	